

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年10月10日(火)

今週のことば

自然共生サイト

企業や民間団体等の取組により生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として国が認定するもので、企業緑地や里地里山など122カ所を初認定。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/ 9(月) 友引	スポーツの日、世界郵便デー
10(火) 先負	源泉所得税の納付期限、目の愛護デー
11(水) 仏滅	
12(木) 大安	ゴルフ・日本オープン
13(金) 赤口	
14(土) 先勝	鉄道の日、クライマックスシリーズ開幕
15(日) 先負	旧暦9月1日、新聞週間

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/ 2(月)	31,760 ▼ 98	149.74 ▼ 0.98
3(火)	31,238 ▼ 522	149.77 ▼ 0.03
4(水)	30,527 ▼ 711	148.84 △ 0.93
5(木)	31,075 △ 548	149.04 ▼ 0.20
6(金)	30,995 ▼ 80	148.88 △ 0.16

現行NISA制度の非課税期間終了後は

NISA(少額投資非課税制度)は、来年1月から抜本的拡充・恒久化により新制度に変わりますが、それに伴い現行の一般・つみたてNISAでの新規買付は本年末で終了となります(未成年者を対象としたジュニアNISAも終了)。

◆ 非課税期間終了後、課税口座に移管

現行のNISA口座で保有する商品を新NISA口座に移すことはできないため、それぞれの非課税保有期間(一般:5年、つみたて:20年)が終了した時点で保有し続けている商品は課税口座(特定口座又は一般口座)に移管されます。移管後に生じた譲渡益・配当等は課税されることになり、譲渡損失が生じた場合は損益通算や繰越控除が可能となります。

なお、課税口座に移管する場合、非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価が課税口座における取得価額となり、売却した際はその取得価格を基に譲渡損益を計算します。

◆ 課税口座に移管する際の取得価格に注意

例えば、100万円で購入し、非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価が150万円となった商品を課税口座に移管した場合、課税口座における取得価額は150万円となります。その後180万円で売却した場合は、30万円の譲渡益となります。

一方、課税口座に移管した時点の時価が当初の購入額より下落している場合は注意が必要です。例えば、100万円で購入し、70万円に下落した商品を課税口座に移管した場合、課税口座における取得価額は70万円となります。その後100万円に回復したため売却した場合は、30万円の譲渡益が生じるため課税されます。

■ この記事の詳細は、情報BOX201538

低未利用土地等の譲渡に係る特別控除

個人が都市計画区域内にある低額な低未利用土地等(譲渡価額500万円以下。ただし、市街化区域等にあるものは800万円以下)を、利用意向がある買主に譲渡した場合は長期譲渡所得から100万円を控除する制度が適用できます。

本制度を適用する場合は、低未利用土地等に該当することや買主が土地等を利用する意向があること等について市区町村の確認を受ける必要がありますが、国交省によると令和4年中に低未利用土地等の譲渡に対して自治体の確認書を交付した件数は4842件でした。また、1件当たりの譲渡価額は平均250万円で、譲渡後の利用用途は「住宅」が62%と最も多くなっています。

協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

協会けんぽは、健康保険の被扶養者となっている方が現在も要件を満たしているかを確認するため、事業主に「被扶養者状況リスト」を今月下旬から順次送付します(提出期限:12月8日)。

事業主は被保険者に被扶養者の現況確認を行った結果を記入し提出します。なお、被扶養者が別居している場合や海外に在住している場合は、確認書類(別居の場合は仕送りの事実と金額、海外在住の場合は海外特例に該当することが確認できる書類)を併せて提出する必要があります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年以降の現行NISA制度の取扱い

令和5年度税制改正により、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化が行われ、令和6年から新制度に変わります。また、現行のNISA制度の取扱いは次のようになります。

◆現行のNISA制度の取扱い

- ・令和6年以降、現行の一般NISA口座・つみたてNISA口座・ジュニアNISA口座での新規買付けはできません。
- ・現行のNISA口座で保有する商品を新NISA口座に移すことはできませんが、それぞれの非課税保有期間※が終了するまでの間は、現行のNISA口座のまま非課税で保有することができます。
※ジュニアNISAは5年間の非課税保有期間が終了後も18歳になるまで非課税で保有することが可能です。なお、令和6年以降は、保有している株式・投資信託等および金銭の全額について、年齢にかかわらず、災害等やむを得ない事由によらない場合でも、非課税での払出しが可能です。
- ・非課税保有期間の終了後、保有している商品は課税口座（特定口座又は一般口座）へ移管されます。特定口座をNISA口座と同一の金融機関に開設している方は、特段の手続きをすることなく、特定口座に移管されます。なお、特定口座を開設している方で、一般口座への移管を希望される場合には、証券会社等に所定の依頼書を提出します。
- ・課税口座への移管の際は、非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価で移管されます。
- ・課税口座への移管後に譲渡した場合には、移管時の時価が課税口座における取得価額となり、それをもとに利益に対して課税されます（損益通算等が可能）。また、移管後に支払われた配当等は課税されます。

◆課税口座に移管する場合の注意点等

NISA口座で保有する商品を非課税保有期間の終了後、課税口座に移管した場合、非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価が課税口座における取得価額となります。移管後に売却した場合は、その取得価額を基に計算するため、移管する時点で保有資産が値上がりしているか値下がりしているかで、売却する際に支払う税金に差が出ます。

◎値上がりしているケース

例えば、120万円で購入し、非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価が150万円で値上がりした商品を課税口座へ移管した場合、課税口座における取得価額は150万円となり、実際の購入価額よりも30万円引上がります。その後200万円で売却した場合、譲渡益は50万円（200万円－150万円）となります。

◎値下がりしているケース

課税口座へ移管時の時価が当初の購入額より値下がりしている場合で、その後時価が値上がりした際に売却すると、課税口座移管時の時価との差が譲渡益となりますので、注意が必要です。

例えば、120万円で購入し、非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価が70万円で値下がりした商品を課税口座へ移管した場合は、取得価額が70万円となります。その後100万円で値上がりしたため売却した場合は、譲渡益30万円（100万円－70万円）となり、当初の購入価格から見ると損失が出ている状況にもかかわらず、課税対象となります。

【参考】新NISA制度の概要

新NISAは、「つみたて投資枠（年間投資上限120万円）」と「成長投資枠（年間投資上限240万円）」で構成され、併用により年間360万円まで投資が可能となります。ただし、新NISA口座で保有する商品の金額（非課税保有額）には、買付額ベースで1,800万円の限度額が設定されており、年間投資上限額の範囲内でも限度額を超えて投資することはできません。

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限	
非課税保有限度額	1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円まで） ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）	
投資対象商品	積立・分散投資に適した投資信託	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上	
現行制度との関係	新制度の外枠で現行制度における非課税措置を適用	